

議事要旨(3) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、収益認識に関する包括的な会計基準の検討に関する審議を行う旨が説明された。その後、川西ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

全般的な進め方について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「表現を見直した文案」において、IFRS 第 15 号の日本語訳に記載されている例示が省略されていることが多いが、例示がないことによって具体的なイメージを持つことが困難になる可能性があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS 第 15 号は記載内容としてさまざまなものが含まれており、現時点の開発する日本基準の文案は、内容の重複を避け、可能な限り簡易な構成としているが、理解を容易にするために、ご指摘の点も踏まえて見直すことを考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 課題 1 における「収益の認識時期の相違があるものの、各期の利益に与える影響は少ないもの」とはどのようなものを意味するのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本基準における実務である売価を基礎とするポイント引当金のように、各期において、IFRS 第 15 号との利益の相違は少ないものの、IFRS 第 15 号との収益の認識金額は異なるものを指すものと考えている。

【論点 4】追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 現行の日本基準における実務のポイント引当金について、同一業種内で売価を基礎とする方法と原価を基礎とする方法の両方が用いられていることがあるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本基準におけるポイント引当金については、同じ業態の中で、売価を基礎とする方法と原価を基礎とする方法の両方が存在するために、基準諮問会議に会計処理を

統一すべきではないかという提案がなされ、テーマ評価を行ったが、日本基準においては両方の方法ともに考え方として一定の合理性があり、基準開発するのが困難であるということで検討が終了したという経緯があった。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 三者以上が関与するポイント制度等における履行義務の識別の判断に関して、クレジットカード発行会社が消費者にポイントを付与する取引については、IASB 及び FASB が審議したうえで明確なガイダンスを提供しなかったという経緯があるため、開発する日本基準においてガイダンスを追加する場合には、慎重な議論が必要であると考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ガイダンスの追加は、国際的な比較可能性を損なう可能性があり、我が国における比較可能性への対応とのバランスを勘案して、慎重な検討が必要であると考えている。

【論点 7】返品権付き販売

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 日本基準における返品調整引当金は、一定の業界における商慣行としての返品が対象なのか、あるいは着荷不良など瑕疵があった場合の返品も対象としているのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本基準においては、一定程度返品率が見込まれ、粗利益に影響を与えるほどの重要性がある企業が返品調整引当金を計上していると考えられ、日本基準における実務の中に重要性の考え方が考慮されていると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 課題 2 の重要性に関する事項を含め、本論点における課題の整理については概ね妥当であると考えられる。

【論点 10】一時点で充足される履行義務

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「表現を見直した文案」は、基本的な構成としては、結論が先に簡潔に記載されていて、理解しやすいものとなっており、また、企業会計基準及び企業会計基準適用指針の区分も概ね妥当であると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 出荷基準に対する現実的な対応は、IFRS 第 15 号の適用にあたって確立されると考えられ、特に出荷日から検収日までが長い取引については、今後実務において対応が検討されるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 開発する日本基準における対応としては、特段の対応を行わないことから、重要性に関する定めを設けることや代替的な会計処理を設けることまでさまざまな方法が考えられるが、現段階では、一旦課題を抽出することを目的とし、今後対応方法を検討することとしている。

【論点 13】本人か代理人かの検討

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本人と代理人の区分について代替的な会計処理の方法を追加することは難しい場合であっても、当該論点は会計処理の変更の影響が大きいと考えられるため、市場関係者に会計処理の変更の有用性について意見聴取をすることを検討してはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご指摘のとおりであり、開発する日本基準の全体像が一定程度見えた段階で、市場関係者との意見聴取に取り組むことを考えている。

【論点 14】第三者に代わって回収する金額

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 消費税等について、ガイダンス又は設例を作成する課題の候補とすることに賛成する。それ以外の間接税については、それぞれ関係する企業が限定的であり、IFRS における事例も見られるため、特段の対応を行う必要はないと考えられる。

以 上